身体拘束等の適正化のための指針

法人名 株式会社 虹花 事業所名 にじはな訪問看護リハビリステーション

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和6年4月1日	新規制定

身体拘束等の適正化のための指針

1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 身体拘束は、利用者の意思に関係なく生活の自由を制限し、その方の能力や権利を侵害するおそれがある行為です。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易 に正当化することなく、すべての職員が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向

(1) 基準省令における身体拘束禁止規定

けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第三十五条の二(身体拘束の禁止)

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命 又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を 制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

(2) 身体拘束等の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束およびその他の行動制限を禁止とします。

(3) 身体拘束に該当する行為

- ■車イスやベッド等に縛り付ける。
- ■手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける。
- ■行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ■職員が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ■行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ■自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- ■点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ■車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y 字型抑制帯や腰ベルト、 車椅子テーブルをつける。

(4) 身体拘束等を行う基準

原則として、利用者個々の心身状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束等が行われない介護・看護を提供します。ただし、以下の3要件をすべて満たした場合に限り、緊急やむを得ず必要最低限の身体拘束を行うことがあります。なお、その場合であっても身体拘束等の実施の判断は組織的かつ慎重に行います。

やむを得ず身体拘束等を行う場合の3要件				
切迫性	利用者本人または他の利用者などの生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。			
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代 替えする介護方法がないこと。			
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なもの であること。			

(5) やむを得ず身体拘束等を行う場合

緊急的な措置としてやむを得ず身体拘束等を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3 要件すべてを満たし、身体拘束適正化委員会を中心に慎重に検討判断を行い、利用者およびその家族へ説明し、同意を得て実施します。

なお身体拘束等を行うにあたっては、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項についての経過記録を整備するとともに、 できる限り早期の拘束解除に努めます。

2. 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、身体拘束等の適正化へ向けて身体拘束適正化委員会(以下、「委員会」) を設置し、当該委員会は虐待防止委員会と一体的に運営することとします。

(1) 委員会の設置の目的

- ①身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討および手続き
- ②身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ③身体拘束等を実施の状況分析および発生原因、結果のとりまとめ、適正性と適正化策の 検討
- ④検討結果の全職員への周知および身体拘束等の適正化に関する指導

(2) 委員会の委員長

委員会の委員長は管理者が努め、身体拘束等の適正化に関する措置を適切に実施するための担当者とします。

(3) 委員会の開催

委員会は、半年に1回以上開催し、原則として虐待防止委員会と同時開催とします。また 必要に応じて委員長が招集し、随時開催するものとします。

(4) 委員会の構成員

委員の選任は、管理者、看護・リハビリ職員等、事業所の職員から委員会の設置趣旨に照 らして必要と認められる者を委員長が選出します。

【構成員ごとの役割】

部署·役職	主な役割				
		身体拘束等の適正化に関する措置を適切に実施			
管理者	委員長	するための担当者、市町村および関係機関との			
		連携			
看護・リハビリ職員	副委員長	委員長業務の補佐、身体拘束等適正化策の検討・			
		周知・指導・進捗管理、研修計画・内容の検討、			
		サービス状況把握とケア方法の工夫などの検			
		討、利用者・家族等への説明・相談対応			
	副委員長	委員長業務の補佐、身体拘束等適正化策の検討・			
手# 11、12111 11 11 11 11 11 11		周 知・指導・進捗管理、研修計画・内容の検討、			
看護・リハビリ職員 		サービス状況把握とケア方法の工夫などの検			
		討、利用者・家族等への説明・相談対応			
	書記	副委員長業務の補佐、サービス状況の把握と報			
看護・リハビリ職員		告、身体拘束等適正化策の検討・実施、記録の			
		整備			
事務長	責任者	身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体責任者			

※身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(5) 結果の記録と職員への周知

委員会での検討内容および結果を正確に記録、保管し、事業所職員全員に周知徹底を図ります。

- 3. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- (1) 身体拘束等が必要となる事案が発生した場合は、すべての事案を管理者(担当者)に報告し、即時委員会を招集、開催、検討します。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、「4.緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応」の手続きに基づき利用者家族に速やかに報告・説明、充分な理解が得られるように努めます。
- 4. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、以下の手順にて行うこととします。

(1) 委員会の実施

①緊急やむを得えず身体拘束等を行う必要が生じた場合は、委員会にて、拘束による利用

者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討した上で、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要素すべてを満たしているかどうかについて確認します。

②身体拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間等について検討し、利用者およびその家族に対する説明・同意書を作成します。

(2) 利用者および家族への説明

- ①利用者およびその家族に対し、身体拘束等の内容・目的・理由・時間帯・期間・解除に向けた取り 組み方法の詳細を丁寧に説明し、同意を得ることとします。
- ②身体的拘束等の実施同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、その理由を事前に利用者およびその家族へ説明し、再度同意を得た上で実施するものとします。

(3) 記録と再検討

身体拘束等に関する記録は義務付けられており、身体拘束等を行った場合は、拘束の方法、 心身の状況・やむを得なかった理由および経過などをカイポケに記録し、身体拘束等の早期解除へ向けて拘束の必要性や方法を検討します。身体拘束等継続の場合は、引き続き 日々の経過観察を行い、カイポケに記録します。記録はサービス完結後5年間保管し、必要に応じて提示できるようにします。

(4) 身体拘束等の解除

身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、利用者およびその家族に報告します。

- 5. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 身体拘束等の適正化のための研修は、虐待防止研修の中に身体拘束等の適正化の内容を盛 り込んだ研修をすべての職員に対して定期的に実施します。
- (1) 研修は年2回以上を実施するとともに、新規採用時に実施します。
- (2) 研修内容は、身体拘束適正化に関する基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束適正化に資する内容を行うものとします。
- (3) 上記教育・研修の実施内容については記録し保管します。
- 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 本指針は利用者やその家族、関係機関がいつでも閲覧できるよう事業所内に掲示します。
- 7. その他身体拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針

(1) サービス提供時の留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことを取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう努める。
- ②言葉や応対等での身体的・精神的行動抑制(スピーチロック)も身体拘束と捉え、自由を妨げないよう思いやりの気持ちを持った支援に努めます。
- ③利用者の思いをくみ取り利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な 対応に努める。
- ④利用者の安全を確保する観点から利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げない。
- ⑤やむを得ず安全確保を優先する場合は身体拘束適正化委員会において検討する。
- ⑥やむを得ないと、拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう支援する。

(2) サービス提供時の留意事項

その他身体拘束等の適正化推進のために必要な事項について、本指針に記載のないものは 必要に応じて委員会にて検討し、決定することとします。

付則 この指針は、令和6年4月1日から施行する。